

夜間対応型訪問介護ラポール城南

夜間対応型訪問介護 重要事項説明書

〔 目 次 〕

1. 経営法人
2. 事業所の概要
3. 職員体制
4. サービス内容
5. 利用料金
6. 料金の支払
7. サービス利用の中止
8. 契約の終了について
9. 苦情の受付
10. 苦情の解決方法
11. 緊急時等における対応方法
12. 非常災害時の対応
13. 感染症対策
14. 身体拘束、その他行動制限の禁止

社会福祉法人いきいき福祉会

(2024 年 8 月 1 日 改定)

1. 経営法人

- 1) 法人名 社会福祉法人いきいき福祉会
- 2) 法人所在地 神奈川県藤沢市稲荷345
- 3) 電話番号 0466-83-4165
- 4) 代表者職氏名 理事長 小川 泰子
- 5) 設立年月 1993年（平成5年）3月
- 6) 事業の概要

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行います。

7) 事業所数

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2ヶ所（藤沢市、横浜市保土ヶ谷区）
居宅介護支援（ケアマネジャー）	2ヶ所（藤沢市、横浜市神奈川区）
通所介護（デイサービス）	3ヶ所（藤沢市、横浜市神奈川区）
短期入所生活介護（ショートステイ）	3ヶ所（藤沢市、横浜市保土ヶ谷区）
訪問介護（ホームヘルパー）	1ヶ所（藤沢市）
夜間対応型訪問介護	1ヶ所（藤沢市）
定期巡回随時対応型訪問介護看護	1ヶ所（藤沢市）
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1ヶ所（横浜市神奈川区） 他

2. 事業所の概要

- 1) 名称 夜間対応型訪問介護ラポール城南
- 2) 種類 夜間対応型訪問介護（指定事業所番号 1492200157）
- 3) 所在地 神奈川県藤沢市城南4-9-8
- 4) 電話番号 0466-31-0755
- 5) 営業日・時間

営業日 月曜日から日曜日（祝日・祭日も通常営業）

営業時間 18:00～8:00

- 6) 管理者 根本 律子
- 7) 開設年月 2007年4月
- 8) サービス提供地域・時間

サービス提供地域 藤沢市

サービス提供時間 18:00～8:00

9) 事業の目的

指定夜間対応型訪問介護サービスは、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、居宅（自宅）において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう夜間の定期的な巡回又は通報により居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間においても安心して生活を送るこ

とが出来るための支援を行うことを目的にサービスを提供します。

1 0) 運営方針

「高齢になっても、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けたい」と言う思いは、多くの方と共感できると思います。「ラポール城南」は、そんな方々の思いを支援し、「地域福祉の拠点」となり、福祉コミュニティ形成（まちづくり）の視点で「参加型福祉」社会の実現を目指します。

- ①利用される方の人間としての尊厳、自己決定、主体性を尊重します。
- ②生活全体を捉えた総合的な介護支援を行います。
- ③誰もが安心して暮らす事が出来るまちづくりの視点をもって介護支援を行います。

3. 職員体制

事業所の主な職員体制は以下のとおりです。

1) 主な職員の配置状況・職務内容

①管理者 1 名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

②面接相談員 1 名以上

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助及びサービスの調整を行います。

③訪問介護員 1 名以上

利用者の自立の支援および、日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、日常生活上の支援とケアを行います。

④オペレーター 1 名以上

あらかじめご利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、ご利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の可否を調整したり、必要に応じてご家族や関係機関へ連絡を行います。

4. サービス内容

1) オペレーションセンター

夕方 6 時から翌朝 8 時まで、何かあったらいつでもご自宅の電話機や契約時に設置させていただいた通報端末機よりご連絡頂くことで、オペレーターと連絡をとることが出来ます。

2) 定期巡回サービス

あらかじめご相談の上、作成した夜間対応型訪問介護計画書に基づきヘルパーが定期的にご自宅に伺い。排泄や移動・移乗、就寝時や起床時に係る 30 分程度の身体介護を中心としたサービスを行ないます。

3) 随時訪問サービス

オペレーターの指示によって通報のあったご利用者のご自宅に駆け付け、必要に

応じた介護サービスを行ないます。また、状況によってはご家族、主治医、ケアマネジャー等に連絡しご利用者の安全を図ります。

5. 利用料金

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額 1割、2割、3割）をお支払いください。

介護保険制度の改正等の理由により給付額に変更があった場合は、変更された金額となります。

1) 介護保険で規定している夜間対応型訪問介護サービス費（1回あたりの単位数）

① 基本夜間対応型訪問介護費

1025 単位／月

② 定期巡回サービス費

386 単位／回

③ 随時訪問サービス費Ⅰ

588 単位／回

④ 随時訪問サービス費Ⅱ（二人対応の場合）

792 単位／回

※ 基本夜間対応型訪問介護費は、定期巡回サービスや随時訪問サービスの利用有無にかかわらず、ご契約者全員に自動的に含まれます。

※ 月途中から利用を開始した場合又は月途中で利用を終了した場合は、基本夜間対応型訪問介護費 1025 単位が日割となり、利用日数に 33 単位を乗じた単位数となります。

2) 介護保険で規定している加算

① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

定期巡回サービス・随時訪問サービスのそれぞれ利用された場合 1 回につき 22 単位を加算します。

② 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

1 ヶ月の合計単位数に 137 / 1000 を乗じます。

③ 地域加算

1 ヶ月の合計単位数に藤沢市の地域加算である 10.84 を乗じます。

④ 特定処遇改善加算（Ⅱ）

1 ヶ月の合計単位数に 42 / 1000 を乗じます。

⑤ ベースアップ等支援加算

1 か月の合計単位数に 24 / 1000 を乗じます。

3) その他の費用

サービス利用料のうち区分支給限度基準額を超える金額には、全額自己負担となります。

6. 料金の支払

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。翌月27日の引き落とし日まで
に予めお知らせ頂いた口座にご用意ください。

利用料の支払いについては、ご指定の銀行口座より一括して自動引き落としとさせて
頂きます。(KCS代金回収システム)

7. サービス利用の中止

- 1) サービス利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：0466-31-0755

- 2) ご契約者の都合でサービスを中止する場合には、可能な限りサービス利用の前日まで
にご連絡ください。当日のキャンセルは、キャンセル料を申し出ることになりますの
でご了承ください。(ただし、ご契約者の容態の急変など緊急やむを得ない事情があ
る場合はこの限りではありません)

- 3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合せてお支払いいただきます。

サービス利用日の当日キャンセル

介護報酬で規定されている訪問介護サービス費と加算の100%

8. 契約の終了について

ご契約者は、以下の事由に基づく契約の終了がない限り、契約書の定めるところに従い事
業者が提供するサービスを利用できます。

- 1) ご契約者が死亡された場合
- 2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立（非該当）・事業対象者又は要支援と認
定された場合
- 3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所
を閉鎖した場合
- 4) 事業所の滅失や重大な毀損によりご契約者にサービス提供が不可能になった場合
- 5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 6) ご契約者から契約終了の申し出があった場合（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から事業所の契約解除を申し出ることができ
ます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約書に定める夜間対応型訪問
介護サービスを実施しない場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が契約書に定められた守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等
を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められ
る場合

- 7) 事業者からの申し出により契約を終了していただく場合

以下の事項に該当する場合には、契約を終了していただく場合があります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項において、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、催告日より60日経っても支払いがない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

9. 苦情の受付

1) 事業所における苦情の受付

苦情受付担当者 管理者

苦情解決責任者 専務理事

受付時間 毎週月曜日～日曜日 9:00～18:00

2) 行政機関その他苦情受付機関

藤沢市役所 福祉部 介護保険課	所在地	神奈川県藤沢市朝日町1-1
	電話番号	0466-50-3527 (直通)
	FAX	0466-50-8443
	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00
神奈川県国民保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地	神奈川県横浜市西区楠木町27-1
	電話番号	045-329-3447
		0570-022110
	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15

10. 苦情の解決方法

1) 受付方法

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。

2) 苦情受付の報告先

苦情受付担当者が受け付けた苦情内容を苦情解決責任者に報告します。

3) 苦情解決に向けた話し合い

苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

11. 緊急時・事故発生時等における対応方法

- 1) サービス提供時間内に容態の急変や事故によるケガなど、何らかの問題が発生した場合、速やかに管理者へ報告するとともに、家族、ケアマネジャーなどに連絡、報告を行い、対応を相談させていただきます。必要時は主治医への連絡、相談や救急対応の

調整を行います。ただし、救急車への同乗は原則致しませんので予めご承知おきください。

2) 必要時は「ケース検討会議」を開催し、起こった事の確認と原因や今後の対応について協議します。

3) 行政機関への報告

重大な事故が発生した場合は各行政機関に速やかに報告し、助言、指導を受け再発防止に努めます。

1 2. 非常災害時の対応

1) 天候不順（大雪・台風など）や地震・火災など非常災害、又はその危険がある場合は、サービスの提供時間の変更、または中止とさせていただく場合があります。

2) ご利用中の天候不順、地震・火災など非常災害発生時は災害防止に努め、ご契約者の生命・安全面を最優先に対応いたします。

1 3. 感染症対策

事業所において感染症及び食中毒が蔓延しないように、事業所における感染症及び食中毒の予防と蔓延の防止のためのマニュアルを整備し、感染症対策の研修を定期的に行います。

1 4. 身体拘束、その他行動制限の禁止

生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

1) 生命を保護するため緊急やむを得ない場合とは、以下の3つの要件をすべて満たすこととします。

①切迫性 : ご契約者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

1 5. 虐待防止に関する事項

1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために従業者に対し研修の実施等、必要な措置を講じます。

・虐待の防止のための指針(マニュアル)を整備し定期的に見直す

・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する

・上記措置を適切に実施するための担当者を置く

2) 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報するものとする。

【説明確認欄】

年 月 日

本重要事項説明書に基づいて、重要事項、サービス内容を説明いたしました。

社会福祉法人いきいき福祉会

夜間対応型訪問介護ラポール城南

管理者 根本 律子 印

説明者 氏名 印

重要事項、サービス内容について説明を受け、その内容に同意し交付を受けました。

契約者 氏名

※自署の場合、押印不要

代理人 氏名 印